

障害福祉サービス重要事項説明書

居宅介護・重度訪問介護の提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人 博愛会（社団）
所在地	〒874-0928 大分県別府市北的ヶ浜町 5 番 19 号
電話番号	0 9 7 7 - 2 4 - 0 0 0 1
代表者（職名・氏名）	理事長 内田一郎

2. 事業所の概要

事業所の名称	ヘルパーステーション陽だまり	
サービスの種類	居宅介護・重度訪問介護	
所在地	〒874-0928 大分県別府市北的ヶ浜町 5 番 19 号	
電話番号	0 9 7 7 - 2 7 - 5 5 8 8	
指定年月日・事業所番号	平成 22 年 12 月 1 日指定	4 4 1 0 2 0 0 7 6 2
管理者の氏名	田野上 里美	
通常の事業の実施地域	別府市内全域	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	医療法人博愛会（社団）が開設するヘルパーステーション陽だまり（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護及び重度訪問介護（以下「指定居宅介護等」という。）の事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に対する適切なサービスを提供することを目的とする。
運営の目的	1 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、次に掲げる援助を適切かつ効果的に行う。 (1)指定居宅介護については、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助 (2)指定重度訪問介護については、重度の肢体時不自由者または精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する利用者に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に